

キリングroup コンプライアンス・ガイドライン

1 本ガイドラインの位置づけと主な対象

本ガイドラインは、「キリングroup コンプライアンスポリシー」に基づき、キリングroup各社およびその役員・従業員に求められる必要最低限の考え方や行動をステークホルダーごとに整理するとともに、その遵守について約束するものです。

本ガイドラインは主に日本国内従業員を対象としていますが、それぞれの地域・事業によって求められるものは異なることから、各社は実情に合わせて本ガイドラインの活用もしくは個別ガイドラインの作成を行います。

■ 本ガイドラインと各種文書の関係

キリングroup コンプライアンス・ポリシー

・経営理念・目指す姿・価値観を实践するために「法的」かつ「倫理的」に求められる大きな考え方や行動のあり方のうち、特に重視する内容ものを示したもの

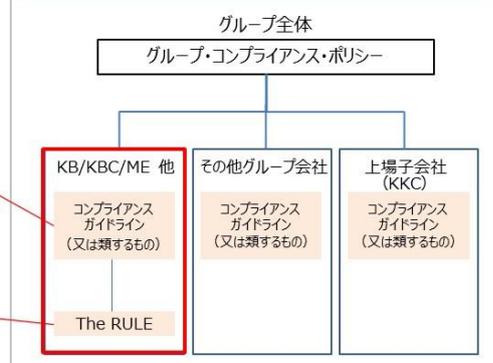
キリングroup コンプライアンス・ガイドライン

・主に国内従業員向け
・ポリシーに基づき、求められる必要最低限の考え方や行動について、ステークホルダーごとに整理したもの

The RULE

・主に国内従業員向け
・コンプライアンス・ガイドラインの周知資料

ポリシーとガイドラインの関係図



2 コンプライアンスの定義 (コンプライアンスポリシーより再掲)

キリングgroupは、「コンプライアンス」を以下の様に定義します。

キリングgroup各社およびその従業員が、法令、社内外の諸規則・ルールへの遵守はもちろんのこと、社会からの要請に応え、法的責任と社会が求める倫理的責任を果たすこと。
それにより、ステークホルダー※からの期待に応え、キリングgroupに対する信頼・企業価値を維持向上させること。

※コンプライアンスは単に法令・ルール等を遵守することではなく、社会からの要請に応えることと定義することで、企業として社会の変化を常に感じとりながら、このガイドラインに沿ってコンプライアンスの徹底に向けた取り組みを行っていきます。

※「ステークホルダー」とは、①お客様 ②地球環境 ③コミュニティ ④従業員 ⑤ビジネスパートナー ⑥株主・投資家を指します。

3 総則

法令を遵守することはもとより、社会からの要請に応え、良識ある企業活動を心がけます。

(1) 国内外の法令を遵守します。

(2) キリングgroupに求められる企業倫理を十分に認識し、理念・ビジョン・価値観に基づき、社会人としての

良識と責任を持って行動します。

- (3) キリングroup コンプライアンス・ガイドラインに照らして、問題があると思われる場合には見て見ぬふりはせず、速やかにリーダーまたは各社の定めた窓口に通報・相談を行います。会社は通報・相談を行った人の保護を徹底し、定められた範囲外に通報者を特定できる情報を共有することはありません。

4 細則

4-1. お客様との関係

- 安全・安心で高品質な商品・サービスの提供

私たちは、キリングroup品質方針・行動指針に則り、お客様の満足と安全・安心で高品質な商品・サービスの提供に努めます。

- (1) 商品・サービスの企画開発から製造・販売に至るすべてのバリューチェーンにおいて、常にお客様満足・安全性に留意し、商品・サービスに関する法令・ルールを十分に理解、遵守し、より高度な安全性・品質を目指します。
- (2) お客様から信頼いただけるよう商品・サービスに関する適切な情報をタイムリーに提供します。
- (3) お客様のご指摘に対しては、お客様の安全を最優先に考え、迅速・誠実・丁寧に対応するとともに、速やかに原因究明を行い、再発防止に努めます。

- 広告やマーケティング活動

- (1) 商品・サービスに関する表示・宣伝・広告等に関し、適正でわかりやすい表現・表示を心がけます。
- (2) 宣伝広告活動にあたって発信する文書・情報では、受け手に誤解を与えるような誇大な表現や他社を誹謗中傷するような表現は使用せず、高い倫理観を持って健全な競争に努めます。

- 個人情報の保護

お客様・お取引先様等の個人情報は、その取り扱いに関する法令、ガイドライン、その他の規範に従って適切に取り扱います。

4-2. 地球環境との関係

- 環境保全

社会課題の解決による事業の持続的成長を経営の根幹に据え、自然と人にポジティブな影響を創出することで、こころ豊かな社会と地球を次世代につなげます。

事業活動のあらゆる側面で、環境に関わる社会課題の解決を経営の最重要課題の一つとして高い目標を設定し、トップのリーダーシップと従業員の全員参加で取り組みます。

4-3. コミュニティとの関係

- 種法令・業法の遵守／地域社会との調和

事業展開にあたっては、関係各国の各種法令を遵守することや、取り扱いの商品・サービスに係る関係業法を遵守します。また、関係各国および国内外地域の経済・社会・伝統・文化等を尊重します。

- 寄付行為・政治献金規制

- (1) 事業を行う国及び地域の法令とガイドラインを十分に理解し遵守し、いかなる状況においても直接・間接を問わず、あらゆる腐敗行為に関与しません。
- (2) 政治献金や各種団体への寄付を行う際には、関連法令を遵守し、正規の方法に則って行います。

- (3) 贈賄・利益供与や違法な政治献金はもとより、政治・行政との癒着というような誤解を招きかねない行為を厳に慎み、健全かつ透明な関係作りに努めます。
- 反社会的勢力との関係断絶・輸出入管理
 - (1) 反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。また、不当な要求を受けたときは、金銭等を渡すことで解決を図りません。
 - (2) 輸出入管理その他特定の国・団体との取引に関して適用される各国法規を遵守します。
 - 独占禁止法等の遵守
 - いかなる状況であっても、不正な手段をもって、カルテルや再販売価格の維持・取り決め等独占禁止法違反となるような行為は行わず、公正で自由な競争を行います。
 - 人権の尊重
 - 人権尊重はあらゆる事業活動の土台であるとの認識のもと、研究開発、原材料調達から、商品・サービスの製造・販売を含むバリューチェーンの各プロセスにおいて、国際的に認められた人権を最大限尊重し、事業活動を行います。また、人権啓発活動を全社的にを行い、役員・従業員はこれに積極的に参加します。
 - アルコール関連問題に対する対応
 - アルコール飲料を製造・販売する企業の社会的責任として、アルコールの有害摂取の根絶に向けて不適切な飲酒によるさまざまな問題を解決し、適正飲酒の推進に継続的に取り組むことで、心豊かな社会の実現に貢献していきます。
 - (1) 不適切な飲酒によるさまざまな問題の防止に向け継続的な啓発活動を行います。
 - (2) 事業活動にあたっては、法令、業界ならびにキリングroupの自主基準を遵守します。
 - (3) 従業員自らがアルコールを取り扱う企業groupの一員として、その社会に対する責任を自覚し、主体的に行動します。

4-4. 従業員との関係

- 多様性の尊重・差別の禁止
 - (1) 従業員の人間性を尊重し、対等な関係を築きます。また、多様性はイノベーションを実現するためのキーワードであるとの認識のもと、一人ひとりが多様な視点や価値観を発揮できる環境を整え、互いに受容しあうことを通じて、多様な人材が持つ可能性が最大限に発揮される状態を実現します。
 - (2) 人種・民族・国籍・社会的身分・門地・性別・障害の有無・健康状態・思想・信条、性的指向、性自認、および職種や雇用形態の違い等に基づくあらゆる差別を行いません。
- 働きがいのある職場環境・風土の実現
 - (1) 一人一人の役割・職務の明確化と、公正な評価・処遇を通じ、自らの成長・やりがいを実感できる組織を実現します。
 - (2) 互いの違いを受け止め、活発なコミュニケーションを通じ、風通しの良い職場風土醸成に努めます。
 - (3) 労働に関する法律等を遵守し、公正な雇用環境を整備します。
 - (4) 健康と安全・衛生に配慮した働きやすい職場環境の整備に努めます。
 - (5) 相手を傷付けるような言動やあらゆるハラスメントは一切行いません。また、自職場において、ハラスメントが起きない風土づくりに努めます。
 - (6) 社内の各種規則・ルールを理解し、遵守します。

4-5. ビジネスパートナーとの関係

- サプライヤー・協力会社との適正な取

(1) サプライヤー・協力会社との取引においては、良識と誠実さをもって接し、社会規範、関連する法令およびその精神を遵守し、健全な取引関係を構築します。

(2) サプライヤーに対しても、キリングroup持続可能なサプライヤー規範の遵守を要請し、適用される全ての法令や社会規範に加えて、国際基準、業界基準を遵守することにも最善をつくすことを期待します。

- 適正な接待・贈答

取引先への接待・贈答を行う場合、あるいは取引先から接待・贈答を受ける場合はあくまで社会的な常識の範囲を決して逸脱しません。

4-6. 株主・投資家との関係

- 経営情報の開示

関係法令や社内規程に従って適正な会計処理を行い、株主・投資家等のステークホルダーに対して当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時・適確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めます。

- インサイダー取引の禁止

業務遂行上、自社や関係会社または取引先の内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまでは、それらの会社の株式・社債を売買しません。また、その情報を他人に漏洩しません。

- 利益相反禁止

会社と利害関係の対立を起すような活動に関わりません。

(1) 社員・コンサルタント等として競争会社や取引先のために働かず、また、金銭上の関係を持ちません。

(2) 許可を得ることなく、会社の取引先として事業を行いません。

- 会社資産の適切な使用

会社の資産は効率的に活用し、常に利用できる状態におく必要があることを認識し、有形無形を問わず、毀損、盗難等を防ぐよう適切に取り扱います。

また、会社の知的財産権は、重要な会社資産であり、これらを適切に利用し、その権利の保全に努めると共に、他社の知的財産権を侵害するような行為を行いません。

- 重要情報・企業秘密の管理

重要情報・企業秘密は適切に管理し、社外に開示・漏洩しないように努めます。

5 附則

5-1. 罰則

役員・従業員の行動が本ガイドラインを逸脱していると判断された場合、社内規程に照らし合わせ、処分を受けることになります。

5-2. コンプライアンス・ガイドラインの改廃

本コンプライアンス・ガイドラインの改廃については、グループリスク・コンプライアンス委員会の審議を経た後、委員長が決定します。

5-3. グループリスク・コンプライアンス委員会および事務局、グループ各社の役割

グループリスク・コンプライアンス委員会はコンプライアンスに関する事項を統括し、本コンプライアンス・ガイドラインの定着徹底を図ります。

グループリスク・コンプライアンス委員会事務局は本コンプライアンス・ガイドラインのキリングroup各社への定着徹底のための方針立案・推進・支援を行います。また、コンプライアンスの状況について、定期的なモニタリングやグループリスク・コンプライアンス委員会への報告を行い、PDCAサイクルを定着させます。

キリングroup各社は本コンプライアンス・ガイドラインの定着徹底のために、自社の方針立案・推進を行うとともに、コンプライアンスの大切さをメンバーに理解してもらい、コンプライアンス違反が発生しないように努めます。

<沿革>

2016年	6月1日	改訂
2017年	7月1日	改訂
2022年	10月1日	改訂
2024年	11月18日	改訂

●改訂内容

- ・項目1を「コンプライアンスポリシーとの関係」から「本ガイドラインの位置づけと主な対象」に変更。
本ガイドラインの対象範囲を明記するとともに、コンプライアンスポリシー、TheRULEとの関係性を明記。